

第5部 計画の推進にあたって

次世代育成支援は、地域全体での取組が必要です。市民、子育てにかかわる団体、サービス事業者及び市が連携し、それぞれが連携し役割を果たすことが求められます。

① 子どもに対する理解の向上

地域全体による子育て支援を推進するには、地域で遊ぶ子どもたちに対して、あるいは子育て中の保護者に対して、地域としての「優しさ」が必要です。

子どもの人権や子育てに関して、市民の理解や意識の向上を目指して、継続的な啓発を行っていきます。

② 市民の主体的な活動の促進

市民は、サービスの利用者としてだけではなく、担い手として主体的に活動することが求められます。

社会福祉協議会と協力し、ボランティアの育成や活動機会を充実するなど、市民が地域において活動に参加しやすい環境を整備し、その活動を支援します。

③ 市の推進体制の整備

この計画は、多岐にわたる内容となっており、各部門が連携して取り組んでいく必要があります。中でも、多面的な取組が必要となる子育て不安及び児童虐待等のケースへの対応や、小中学生・高校生などの健全育成については、特に緊密な情報交換や連携した活動により、子どもとその保護者を支援します。

④ 子育てにかかわる団体等との連携

市民の要望や必要とするサービスが多様化するなか、子育てにかかわる団体等と連携することで、よりサービス効果があがることが期待されます。

福祉、教育、保健・医療などの関係機関、地域の子育て関係団体、NPO、サービス事業者との連携を強化し、市民のニーズへの円滑な対応やきめ細やかなサービスの提供を行います。

5 外部組織による計画の実施状況の管理

計画を着実に実施していくため、関係機関、子育てにかかわる団体及び市民で構成された組織により、進行管理や評価を行います。

また、新たな課題に迅速、かつ、柔軟に対応できるよう、この組織により、適宜、計画内容の改善を提案していただきます。

6 事業の効率的な実施と財源の確保

計画の各事業については、その評価とあわせて経費についても確認し効率的な実施を図るとともに、適宜、既存事業の見直しを行い、新たな課題に対応していきます。

さらに、この計画は5年間、見直し後に5年間、計10年間の重点計画であり、基金を活用するなど必要な財源を確保し、集中的に実施します。